65歳未満対象

弘南バス「小泊線」をご利用の６５歳未満の方へ!!

６５歳未満の金木地域・市浦地域住民の方は、
弘南バスでの移動が**片道２００円**(弘南バス「小泊線」の対象便のみ)で可能です。

利用方法

ステップ１

金木総合支所、市浦総合支所の
窓口に申請用紙一式
（申請用紙は裏面に必要書類一覧を記載）
を提出し、「登録証」を受け取る。

登録証（オモテ面）

ステップ２

各支所の窓口で「登録証」を提示し、利用申請書を記入して行き先に応じた「利用券」（１枚につき200円と引き換え）を受け取る。

利用券
（五所川原地区～金木地区）

利用券
（五所川原地区～市浦地区）

利用券
（金木～市浦地区）

ステップ３

利用券使用可能便のバス降車時に、登録証をバス乗務員に提示し、利用券を運賃箱に入れる。
※利用券が使用可能な便は右ページに記載しております。

弘南バス「小泊線」利用券使用可能便

小泊⇒五所川原行（上り）　バス運行ダイヤ（主な停留所抜粋）

小泊案内所	市浦庁舎前	かなぎ病院前	つがる総合病院	五所川原駅	五所川原営業所
5:50	6:24	7:15	7:40	7:43	8:05
6:10	6:44	7:35	8:00	8:03	8:25
7:55	8:29	9:20	9:45	9:48	10:10
10:55	11:29	12:20	12:45	12:48	13:10
14:55	15:29	16:20	16:45	16:48	17:10
17:15	17:49	18:40	19:05	19:08	19:30

五所川原行⇒小泊（下り）　バス運行ダイヤ（主な停留所抜粋）

五所川原営業所	五所川原駅	つがる総合病院	かなぎ病院前	市浦庁舎前	小泊案内所
7:05	7:20	7:23	7:44	8:28	9:25
11:30	11:45	11:48	12:09	12:56	13:50
12:25	12:40	12:43	13:04	13:51	14:40
14:00	14:15	14:18	14:39	15:26	16:20
16:00	16:15	16:18	16:39	17:26	18:15
16:55	17:10	17:13	17:34	18:21	19:10

※対象となる便は上記の**赤枠内の便のみ**となります。
12月29日～1月3日及び土日祝日は利用できません。

小泊線利用券使用可能な停留所一覧

市浦地区

下脇元－脇元－上脇元－金木高校市浦分校前－脇元入口－し～うらんど海遊館前－磯松北口－磯松－磯松南口－十三道－下相内－相内北口－市浦庁舎前－下浜－相内－相内南口－下太田－太田－太田南口－上太田

金木地区

川倉北口－川倉－川倉南口－湯の川－芦野公園前－金木案内所－金木寺町－斜陽館前－金木病院前－自動車学校前－嘉瀬北口－嘉瀬－嘉瀬南口－中柏木通り

五所川原地区

下長富－長富－上長富－毘沙門－毘沙門十文字－桜田－沖飯詰－桃崎－尻無－十川橋前－下平井町－敷島町－旭町－大町－本町－つがる総合病院－五所川原駅前－布屋町－田町

※上記の五所川原市内停留所での乗降のみ、利用券を使用できます。
中泊町管内で乗降した場合は通常運賃となりますのでご注意ください。

初回利用時の流れ（例）

明日つがる総合病院まで行く用事が出来たよ。
小泊線の利用補助を受けるために登録証を作ろう。

総合支所に登録証の申請に来たよ。
利用登録申込書を窓口で記入して、運転免許証などの身分証明をすることで、登録証が交付されるよ。

交付された登録証を提示して利用券を購入するよ。
１枚２００円で一度に３０枚まで購入できるんだ。
利用券は予定に合わせて計画的に受け取ってね。

交付された利用券と登録証を持って弘南バス「小泊線」に乗るよ。利用券は行きと帰りの分で２枚持とう。
利用できる時間は裏面に記載されている「赤枠内の便」だね。
バスを降りるときは登録証をバスの運転手に見せながら、利用券を料金箱に入れるよ。

行き３便、帰り３便で利用券の使用ができるよ。
あらかじめ裏面を見て、利用できるバスの時間を確認してから利用しよう!
途中で中泊町管内の停留所に降りてしまうと、利用券を使えないから注意しよう!

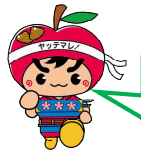

お出かけの際はどんどん公共交通を利用しましょう!

登録証の申請方法

○登録証の申請可能対象者は以下のとおりです。
金木、市浦地区住民で６５歳未満の方。

○登録証の申請方法

１.申請に必要な書類を準備し、各担当窓口（金木総合支所、市浦総合支所）へ提出します。
登録証作成に必要なものは以下の①と、②か③のどちらか。
①.利用登録申請書　※各総合支所の地域振興係で配布
②.個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、その他官公署が発行する免許証、許可証または資格証明書等の本人の顔写真が貼付されているもの。
③.上記記載の顔写真付き証明書のない方は、健康保険証、年金手帳（年金証書）、医療受給者証、児童扶養手当証書、その他官公署が発行する氏名及び生年月日または住所の記載のある証書等のうち２つ以上の書類。

２.申請書類確認後、登録証を交付します。
※登録証に掲載する顔写真を申請時に撮影します。

留意点

○利用券を使用できるのは１２月２９日～１月３日を除いた平日の、利用券使用可能便のみです。 ※詳しくは裏面に記載。

○中泊町管内で乗降される場合は利用券を使用できません。

○一度に発行できる利用券の枚数は、最大３０枚（１５往復分）です。

○利用券の有効期限は発行から９０日（３ヶ月）です。期限が切れた利用券は使用できません。

○利用券は他社への譲渡、転売は禁止です。申請は必ず本人が行ってください。

お問合せ

五所川原市役所　電話０１７３-３５-２１１１（代表）
都市・交通課公共交通係